

○大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（臨時会）会議録（平成27年2月2日）

○議事日程

平成27年2月2日午後2時開議

第1 議長の選挙

————— (以下 追加議事日程) —————

第2 議席の指定

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 議員提出議案第1号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会会議規則

第6 報告第1号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公告式条例急施専決処分報告について

第7 報告第2号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合組織条例急施専決処分報告について

第8 報告第3号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公文書管理条例急施専決処分報告について

第9 報告第4号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合定数条例急施専決処分報告について

第10 報告第5号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例急施専決処分報告について

第11 議案第1号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の休日を定める条例

第12 議案第2号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会定例会の回数に関する条例

第13 議案第3号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合監査委員条例

第14 議案第4号 管理者の専決処分事項に関する条例

第15 議案第5号 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例

第16 議案第6号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合行政手続条例

第17 議案第7号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報公開条例

第18 議案第8号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

第19 議案第9号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例

第20 議案第10号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合暴力団排除条例

第21 議案第11号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の施設における国旗の掲揚に関する条例

第22 議案第12号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公平委員会設置条例

第23 議案第13号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公平委員会委員のサービスの宣誓に関する条例

第24 議案第14号 職員の再任用に関する条例

第25 議案第15号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第26 議案第16号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例

第27 議案第17号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

第28 議案第18号 職員の定年に関する条例

第29 議案第19号 職員の退職管理に関する条例

第30 議案第20号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

第31 議案第21号 職員の自己啓発等休業に関する条例

第32 議案第22号 職員の育児休業等に関する条例

第33 議案第23号 職員のサービスの宣誓に関する条例

第34 議案第24号 職務に専念する義務の特例に関する条例

第35 議案第25号 職員の政治的行為の制限に関する条例

第36 議案第26号 職員団体の登録に関する条例

第37 議案第27号 労使関係に関する条例

第38 議案第28号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

- 第39 議案第29号 職員の給与に関する条例
 第40 議案第30号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例
 第41 議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例
 第42 議案第32号 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例
 第43 議案第33号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例
 第44 議案第34号 職員の旅費に関する条例
 第45 議案第35号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例
 第46 議案第36号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
 第47 議案第37号 組合の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例
 第48 議案第38号 職員の退職手当に関する条例
 第49 議案第39号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員公務災害等補償条例
 第50 議案第40号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例
 第51 議案第41号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例
 第52 議案第42号 財政事情の公表に関する条例
 第53 議案第43号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合財産条例
 第54 議案第44号 議会の議決に付すべき契約に関する条例
 第55 議案第45号 税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例
 第56 議案第46号 利率等の表示の年利建て移行に伴う関係条例の整備に関する条例
 第57 議案第47号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公債条例
 第58 議案第48号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物処理施設建設等委員会設置条例
 第59 議案第49号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合定数条例の一部を改正する条例
 第60 議案第50号 平成27年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算
 第61 議案第51号 指定金融機関の指定について
 第62 議案第52号 監査委員の選任について
 第63 議案第53号 監査委員の選任について
 第64 議案第54号 公平委員会委員の選任について
 第65 議案第55号 懲戒審査委員会委員の選任について

○出席議員 20人

1番	飯田哲史君	11番	高野伸生君
2番	守島正君	12番	武直樹君
3番	岡崎太君	13番	奥野正美君
4番	木下一馬君	14番	こはら孝志君
5番	改発康秀君	15番	北山良三君
6番	西徳人君	16番	花村茂男君
7番	八尾進君	17番	杉本春夫君
8番	石原信幸君	18番	田中久夫君
9番	太田晶也君	19番	池内秀仁君
10番	多賀谷俊史君	20番	三重松清子君

○議場に出席した執行機関及び説明員

管 理 者 橋 下 徹

副 管 理 者	田 中 誠 太
事 務 局 長	蓑 田 哲 生
総 務 部 長	細 村 慎 一
施 設 部 長	松 田 雅 幸
総 務 部 総 務 課 長	西 尾 民 男
総 務 部 経 理 課 長	北 野 善 巳
施設部施設管理課長	大 久 保 俊 彦
施設部建設企画課長	村 上 真 也

○総務部総務課長（西尾民男君） 議員各位に申し上げます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、八尾市の杉本春夫議員が年長議員でございますので、御紹介申し上げます。

○臨時議長（杉本春夫君） ただいま、御紹介いただきました杉本春夫でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。

何とぞ、よろしく願い申し上げます。（拍手）

○臨時議長（杉本春夫君） 議事の進行については、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会会議規則が制定されておられませんので、本議会に議員提出議案第1号で提案される大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会会議規則に準じて進行いたします。

○臨時議長（杉本春夫君） 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会平成27年第1回臨時会の開会に先立ち、管理者から御挨拶があります。

橋下管理者、よろしく願いします。

（管理者橋下徹君答弁席へ）

○管理者（橋下徹君） 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会の臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、組合議会の臨時会の開会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、今般設立いたしました大阪市・八尾市・松原市環境施設組合は、各市の議会におきまして、規約案の御承認をいただきました後、昨年11月25日に大阪府より設立許可があり、4月1日の事業開始に向けて準備を進めているところです。

3市のごみ処理につきましては、大阪市においては、ごみ処理事業の経営形態の見直し喫緊の課題でありました。

また、八尾市は、昭和36年に締結した大阪市との行政協定に基づき、松原市は、平成14年より大阪市への委託という形で、それぞれごみ処理を行ってきたところですが、両市ともに、長期的・安定的な処理体制の構築が課題でありました。

そのような状況を踏まえ、どのような手法が有効であるかを十分な時間をかけ、検討した結果、一部事務組合を設立することがもっとも効果的であるという結論に達し、本日を迎えたものです。

現下の厳しい財政状況の中で、一部事務組合を設立したメリットを最大限に生かし、効果的・効率的な事業運営を行っていくとともに、大阪府で培ってきた、ごみ処理の高い技術力を、一部事務組合に継承し、さらなる発展をさせていくことなどを通じて全国のモデルとなるようなごみ処理の一部事務組合としていきたいと考えております。

事業開始の4月まで、あと2カ月を切りましたが、今後、職員一同精励してまいりますので議員各位におかれましても、各段の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会におきましては、条例案49件、予算案1件、指定金融機関の指定1件、人事案件4件、専決処分事案の報告5件の御審議をお願いするものがあります。

後ほど事務局長より提案内容について説明をさせていただきます。

何とぞよろしく御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（杉本春夫君） ありがとうございます。

開 会

平成27年2月2日午後2時1分開会

○臨時議長（杉本春夫君） ただいまの出席議員は20名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会平成27年第1回臨時会を開会いたします。

開 議

○臨時議長（杉本春夫君） 本日の会議を開きます。

この際、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○臨時議長（杉本春夫君） これより議事に入ります。

○臨時議長（杉本春夫君） 日程第1、議長の選挙を行います。

○臨時議長（杉本春夫君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選で行うこととし、臨時議長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（杉本春夫君） 御異議なしと認めます。よって、選挙方法については、指名推選で行うこととし、臨時議長において指名することに決定いたしました。

○臨時議長（杉本春夫君） それでは、指名いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長に太田晶也君を指名いたします。

○臨時議長（杉本春夫君） お諮りいたします。ただいま、臨時議長において指名いたしました太田晶也君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（杉本春夫君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました太田晶也君が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長に当選されました。（拍手）

○臨時議長（杉本春夫君） それでは、当選されました太田晶也君から、御挨拶をお願いいたします。

（9番太田晶也君発言席へ）

○9番（太田晶也君） 議長就任に当たり、謹んで一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様の温かい御推挙をいただき、本組合議会の初代議長という重職に就任いたすことになり、身が引き締まる思いでございます。

さて、この間、3市で、るる議論を重ねてまいり

ました本組合も昨年11月に設立され、本日、無事、議会開会の運びとなりました。

今後、本組合が3市の市民サービスのさらなる向上を目指し、邁進していくこととなりますが、組合議会としても、行政のチェック機関としての責任を十分に果たし、市民の負託に一層応えてまいる所存でございます。

浅学非才の私ではございますが、御推挙をいただきました上は、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきまして、誠心誠意その職責を全ういたす覚悟でございます。

どうか今後とも一層の御支援を賜りますとともに、円滑な議会運営に御協力くださいますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、議長就任の御挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○臨時議長（杉本春夫君） これで、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。

○臨時議長（杉本春夫君） 不慣れな進行でございましたが、皆様方の御協力をいただきまして、無事大役を果たすことができました。

まことにありがとうございました。

（9番太田晶也君、議長席に着く）

○議長（太田晶也君） この際申し上げます。本日の会議録署名議員に、守島正君、岡崎太君の御両君を指名いたします。

○議長（太田晶也君） 日程第2、議席の指定を行います。

各議員の議席は、各議席に標示のとおりこれを定めます。

○議長（太田晶也君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

○議長（太田晶也君） お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田晶也君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（太田晶也君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

○議長（太田晶也君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に

よる指名推選で行うこととし、議長において指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田晶也君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推選で行うこととし、議長において指名することに決定しました。

○議長（太田晶也君） それでは、指名いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長に飯田哲史君を指名いたします。

○議長（太田晶也君） お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました飯田哲史君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田晶也君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました飯田哲史君が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長に当選されました。（拍手）

○議長（太田晶也君） それでは、当選された飯田哲史君から、御挨拶をお願いいたします。

（1番飯田哲史君発言席へ）

○1番（飯田哲史君） ただいま皆様方の御支持によりまして大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会の副議長を仰せつかりました飯田哲史でございます。

微力な私ではございますが、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら議長の補佐役といたしまして、精いっぱい努力をいたしまして、その責務を果たす所存でございます。どうか皆様方におかれましては、今後とも特段の御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

○議長（太田晶也君） 日程第5、議員提出議案第1号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会会議規則を議題といたします。

○議長（太田晶也君） これより採決に入ります。

○議長（太田晶也君） お諮りいたします。議員提出議案第1号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田晶也君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。

○議長（太田晶也君） 次に、日程第6、報告第1号、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公告式条例急

施専決処分報告についてないし日程第10、報告第5号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例急施専決処分報告についてを一括して議題といたします。

○議長（太田晶也君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） 本組合臨時会に提出いたしました報告第1号から報告第5号までの5件の急施専決処分報告につきましては、いずれも議会を招集する時間的余裕がない中、急施を要したため、地方自治法の規定に基づき専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認をお願いするものです。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田晶也君） これより採決に入ります。

報告第1号ないし報告第5号について、一括して採決いたします。

○議長（太田晶也君） お諮りいたします。報告第1号ないし報告第5号の5件について、いずれも承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田晶也君） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号ないし第5号は、いずれも承認されました。

○議長（太田晶也君） 次に、日程第11、議案第1号、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の休日を定める条例ないし日程第61、議案第51号、指定金融機関の指定についてを一括して議題といたします。

○議長（太田晶也君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） 議案第1号から議案第51号について、その概要を説明いたします。

議案第1号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の休日を定めるため、条例を制定するものです。議案第2号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会の定例会の回数を定めるため、条例を制定するものです。

議案第3号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の監査委員の組織及び運営について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第4号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合理事の専決処分事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第5号は、公益通報に関し大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の機関がとるべき措置その他組合職員等による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図るために必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第6号は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第7号は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を請求する権利を明らかにし、公文書の公開及び組合行政の情報の提供等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第8号は、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第9号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障し、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第10号は、暴力団による不当な行為などを排除するため、条例を制定するものです。

議案第11号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の施設における国旗の掲揚について、条例を制定するものです。

議案第12号は、公平委員会を設置するため、条例を制定するものです。

議案第13号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公平委員会委員のサービスの宣誓に関して規定するため、条例を制定するものです。

議案第14号は、職員の再任用に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第15号は、一般職の職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された一般職の職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第16号は、地方公務員法に定める根本基準に従った健全な人事制度を構築し、これを公正かつ厳格に

運用するために必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第17号は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第18号は、職員の定年に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第19号は、本組合の職員であった者であって離職後に再就職した者による依頼の規制等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第20号は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第21号は、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第22号は、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第23号は、職員のサービスの宣誓に関して規定するため、条例を制定するものです。

議案第24号は、職務に専念する義務の特例に関し、定めるため、条例を制定するものです。

議案第25号は、職員に対して制限する政治的行為を定めるとともに、職員の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第26号は、地方公務員法の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第27号は、労働組合等と本組合の当局との交渉の対象となる事項の範囲、交渉内容の公表等に関する事項等を定めるため、条例を制定するものです。

議案第28号は、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、または活動することができる場合を定めるため、条例を制定するものです。

議案第29号は、職員の給与に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。

なお、職員の勤務条件につきましては、大阪市と同水準としております。

議案第30号は、本組合の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定めるため、条例を制定するものです。

議案第31号は、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第32号は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第33号は、管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第34号は、公務のため旅行する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第35号は、組合議会議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第36号は、非常勤の職員の受ける報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第37号は、法律の規定に基づいて組合の機関の求めにより出頭した証人、関係人等の受ける実費弁償に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第38号は、職員の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第39号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関し定めるため、条例を制定するものです。

議案第40号は、組合議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する制度等を定めるため、条例を制定するものです。

議案第41号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が管理運営する処理施設等で受け入れる廃棄物の適正処分に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第42号は、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項の公表について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議案第43号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の財産の取得、管理または処分を適正に行うため、条例を制定するものです。

議案第44号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会の議決に付さなければならない契約について定めるため、条例を制定するものです。

議案第45号は、地方自治法第231条の3第2項の規

定による延滞金及び第228条第3項の規定による過料の徴収に関して定めるため、条例を制定するものです。

議案第46号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例の規定に定める延滞金、延滞損害金その他管理者が指定するこれらに類するものの額の計算につき条例及びこれに基づく規則の規定に定める年当たりの割合を定めるため、条例を制定するものです。

議案第47号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公債に関し定めるため、条例を制定するものです。

議案第48号は、廃棄物処理施設建設等に関する技術的事項を調査審議するための大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物処理施設建設等委員会を設置するため、条例を制定するものです。

議案第49号は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の事業開始に伴い、職員の定数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

以上が条例案の御説明でございます。

続きまして、議案第50号は、平成27年度の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算を提案するものです。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額を159億6,278万6,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次のページに記載しております第1表歳入歳出予算のとおりとするものでございます。

次に、第2条は、一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、借り入れの最高額を10億円と定めるものでございます。

それでは、概要につきましては、お手元の平成27年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳出予算より御説明申し上げます。説明書の12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費でございまして、304万9,000円を計上しております。

次の14ページから17ページにかけては、第2

款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきまして記載しております。

組合の総務管理に要する経費でございますが、14ページでございますように5億7,902万5,000円を計上しております。

事業別といたしましては、15ページの説明欄1の職員費でございますが、総務管理に携わる総務部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、3億3,060万9,000円を計上しております。

また、説明欄2の総務管理でございますが、組合の管理運営事務に要する経費といたしまして、2億4,841万6,000円を計上しております。

次に、18ページから23ページにかけて記載しております、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、焼却工場・破碎施設の運営や維持管理、整備工事に要する経費並びに焼却残滓の埋立処分に要する経費、廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費などいたしました、18ページでございますように113億4,330万7,000円を計上しております。

事業別といたしましては、19ページの説明欄1の職員費でございますが、焼却工場・破碎施設や北港処分地の管理運営に携わる施設部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、51億7,307万6,000円を計上しております。

説明欄2の廃棄物処理管理につきましては、施設部の管理運営事務に要する経費といたしまして、405万5,000円を計上しております。

次に説明欄3の焼却処理でございますが、焼却工場を適正に運営、維持管理するために要する経費や法令で義務づけられた法定点検、各設備の機能回復や保全のために実施する定期整備工事に要する経費など、合わせまして19ページでございますように52億3,010万円を計上しております。

次に21ページの説明欄4の破碎処理でございますが、破碎施設の処理運営に要する経費や定期整備工事等に要する経費といたしまして、1億6,271万3,000円を計上しております。

次に23ページの説明欄5の埋立処分といたしまして、焼却残滓を北港処分地に運搬するための経費や適正に埋立処分するために要する経費のほか、大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆるフェニッ

センターにおいて処分する焼却残滓の運搬や投棄処分に要する経費、さらには、処分地造成といたしまして、北港処分地の廃水浄化設備等の整備費用、覆土用材に用いる山土の購入経費など、合わせまして、7億6,737万1,000円を計上しております。

説明欄6の技術調査・研究でございますが、焼却灰の有効利用に関する調査研究や既設の焼却工場における改善並びに新工場における技術的検討に資するための研究に要する経費としまして、599万2,000円を計上しております。

24ページ、25ページをごらんいただきたいと思います。

第4款公債費、第1項公債費につきましては、これまで大阪市中で発行いたしました焼却工場の施設整備や北港処分地の設備改修に係る整備事業費についての起債につきまして、一部事務組合に引き継がれる財政融資資金借入金などの公的資金に係る元利償還金と、一部事務組合において償還負担していく市場公募債などの民間資金の元利償還金について、元金、利子合わせまして、40億2,740万5,000円を計上しております。

下段の第5款予備費、第1項予備費につきましては、1,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算について説明させていただきます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、118億684万7,000円を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

各市の負担額につきましては、7ページでございますように大阪市中が103億2,982万7,000円、八尾市中が10億5,104万2,000円、松原市中が4億2,597万8,000円となっております。

下段の第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、一部事務組合の行政財産の施設使用料といたしまして、1,015万3,000円を計上しております。

8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

第3款財産収入、第1項財産売却収入につきましては、金属売却などの物品売却代金としまして、795万円を計上しております。

下段の第4款諸収入、第1項雑入、第1目廃棄物処理収入、第1節廃棄物処理収入につきましては、破碎施設において回収しております金属売却収入等といたしまして、9,952万円を計上しております。

第2節発電収入でございますが、ごみ焼却時の余熱利用を積極的に進める観点から、余剰電力の売却収入として、39億7,379万3,000円を計上しております。

その他の歳入といたしまして、第2目雑収として、6,452万3,000円を計上しております。

歳入予算の概要につきましては以上でございます。なお、債務負担行為などの設定行為や組合債の発行につきましては、平成27年度はございません。

27ページ以降につきましては、給与費明細書を記載させていただいております。

28ページ、29ページにつきましては、特別職の報酬でございます。

30ページから41ページにかけては、一般職の給与明細書でございます。

30ページ、31ページの総括表の上段でございますが、職員は584人ございまして、職員全体の給与費、共済費を合わせまして、31ページでございますように54億4,058万6,000円となっております。

32ページからの給料及び職員手当の増減額の明細や増減額の状況等につきましては、平成26年度において一部事務組合が事業実施しておりませんでしたことから、空白またはハイフンで記載させていただいております。

最後に、44ページに組合債現在残高調書を記載させていただいております。

平成27年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算に関する説明については、以上でございます。

議案第51号は、公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定によりまして、金融機関を指定するものです。

以上、条例、予算及び指定金融機関の指定に関する案件につきまして、御説明申し上げました。何と

ぞよろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（太田晶也君） これより質疑を行います。

多賀谷俊史君の質疑を許します。

10番多賀谷俊史君。

（10番多賀谷俊史君発言席へ）

○10番（多賀谷俊史君） 大阪市会の自民党の多賀谷でございます。よろしくお願いいたします。

今日が、初めての議会ということで橋下市長、そして田中市長、御苦労さまでございます。

よろしくお願いいたします。

今回、大阪市がごみ焼却工場ですね、単独でやってきたわけですが、今、橋下市長のほうから御説明があったとおりですね、一部事務組合を設立して4月1日から事業を始めるということでございます。

非常に市民生活に直結した重要な案件でございますので、また最初の議会ということもでございます。確認の意味も込めてですね、簡単に27年度の予算についてお聞きしたいというふうに思っております。

今回、大阪市環境局でやってるところから、ごみ焼却場だけを取り出してるわけですから、数字面と言いますと、かなりまあ、単純化されている、わかりやすくなるんかと思っております。ただ、3市の意思決定ということではですね、今後、単純というわけにいかどうかはわかりませんが、いずれにしてもですね、コスト意識を持ってですね、この一部事務組合の理事者の皆様方にですね、しっかりと、事業運営をしていただきたいということであります。

最初に、ちょっとお聞きするところなんですけれども、先ほど予算の説明がございましたが、処理費が113億円、公債費が40億円など、合わせて159億円の経費が必要、それに対して収入ということですが、歳入はですね、発電の収入が41億円、差し引いた118億円を構成団体である大阪市、八尾市、松原市の、ごみ処理量に比例して分担金として払っていくということなんです。

ですから、そういった意味ではですね、市民負担っていうかですね、処理量による分担金をですね、なるべく抑えるためにはですね、一番簡単などと言いますと、発電収入を増加させるということになればですね、分担金が少なくなるということで、比

率的にいうても大変重要な収入なんですけども、今後この発電収入がどうなっていくのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（太田晶也君） 理事者の答弁を求めます。

大久保施設部施設管理課長。

（大久保施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（大久保俊彦君） お答えいたします。

ごみ焼却工場においては、ごみ焼却時の余熱利用を積極的に進める観点から、これまでも高効率発電を導入するなど、積極的に余熱利用を図ってまいりました。

また、余剰電力の売却につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の適用や一般競争入札を導入するなど収入の増加に努めてまいりました。

今後も、工場の建てかえに当たっては、先進的なエネルギー回収技術や省エネルギー技術を導入するなど、発電収入の増加を目指し、積極的な取り組みを進めてまいります。

○議長（太田晶也君） 10番多賀谷俊史君。

（10番多賀谷俊史君発言席へ）

○10番（多賀谷俊史君） 今のお話ですと、工場建てかえにあわせてですね、今の最新の発電施設ということで熱効率を上げていって収入を上げるということだと思います。

今、お話の中で、収入とごみ、各市もですね、ごみを減量しているわけですね。減量していくと、当然処理費も下がってくるし、減量すればするほど、発電の材料というか、少なくなってくるということですね、社会的なニーズというのは当然減らしていくことに進んでいくのが当たり前なんですけども、そうすると、経費が一定であれば、当然、市民負担、分担金が大きくなっていくということになると思います。

そういった意味ではですね、この一部事務組合を、どういうふうに運営していってですね、行政改革をしていってですね、コストを落としていくか。その、いわゆる発電量の減、それから処理費の減にですね、追いついていってもらわないとですね、市民負担がふえるということになるわけですから、ぜひ、積極的に取り組んでいただいて議会にもきっちり報告していただきたいというふうに思ってます。

もうひとつ、違う観点から、27年度の予算なんですけれど、予算というのがですね、今審議されてるわけなんですけども、予算と決算という関係で言いますと、決算をですね、非常に重要視していかなければならないというふうに思っています。

これはもう当然、民間企業では重要視しているわけなんですけども。

例えば一部事務組合においてですね、予算を収支均衡で組まれてるんですよ、組まれていると。例えば、余剰金が発生する、発生した場合、精算して、分担金の負担を減らしていくということになってですね、帳面づらが合ってしまうというふうになるんですけれども。そうするとですね、いいときも悪い時も同じなんですけども、問題点がですね、はっきり見えない、というようなことになるのではないかとこのように思っています。そういった意味では、予算に対して決算がどういう数字で、何をもちょうこのように数字が、例えば、よくなったのか、悪くなったのか、という議論をですね、しっかりPDCAサイクルに乗せるということから考えればですね、剰余金についてもですね、帳面づらを合わせてですね、収支均衡させるということに問題があると思いますけれども、検討できないかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（太田晶也君） 北野総務部経理課長。

（北野総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（北野善巳君） お答えいたします。

今般、本組合において、ごみ焼却処理事業を運営していくことによりまして、経営状況を明確に把握し、職員のコスト、経営意識を向上させ、事業環境に応じた柔軟かつ効果的、効率的な事業運営を行ってまいりたいと考えております。

そのため、決算については、予算との対比だけではなく詳細な分析を行い、その結果を次の予算編成に反映させるなど、決算を予算に連動させることが重要であると考えており、予算と決算を連動させ、次の予算にどのように反映させていくか、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（太田晶也君） 10番多賀谷俊史君。

（10番多賀谷俊史君発言席へ）

○10番（多賀谷俊史君） ぜひ、先ほども言いましたよ

うに、まあ単純といえば単純ですよ、収入、支出、それを各 3 市で分担するわけですから。そういった意味でもですね、一部事務組合の取り組み、非常に重要です。その努力がわかるようにですね、しっかりと検討ということで、今ここで結論を出せとは申しませんが、ぜひ、そのように進めていただきたいというふうに要望しておきます。

もうひとつが、先ほども爆発云々という話があったんですけども、ただ、自然災害、震災なんかありますよね。そのことについてですね、突発的な大規模災害ということになれば、焼却工場が被災するという可能性も十分あるわけですが、そして事業が停止するという。東日本大震災の際にもですね、被災したというふうに聞いておりますけども、どのように対応されてきたのか。東日本の震災時はどうなったのか、また大阪市として、大阪市じゃないですね、この一部事務組合としては、どのような対応をしていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（太田晶也君） 大久保施設部施設管理課長。

（大久保施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（大久保俊彦君） お答えいたします。

東日本大震災時に被災しました、石巻地区広域行政事務組合の石巻広域クリーンセンターの復旧を例にいたしますと、平成 23 年 3 月 11 日に被災し、4 月 27 日に被害額が確定した以降、事務組合の方で補正予算を組み、また、国による災害復旧補助金についても、国等との調整の結果、事後処理が可能となったことから、5 月中旬には災害復旧工事に着手され、7 月には工場の操業を再開されました。

本組合においても、災害等の緊急時には、より迅速な対応を行っていく必要があると考えており、構成団体はもとより、国や関係先とも、災害復旧に係る財政面も含めて連携を図りながら、迅速かつ適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（太田晶也君） 10 番多賀谷俊史君。

（10 番多賀谷俊史君発言席へ）

○10 番（多賀谷俊史君） まあ 4 カ月くらいで、その被災の状況にもよるんだとは思いますが、4 カ月くらいで工場が再開されたということになると思うんですけども。

こういうふうな、既にもういろんな協議はですね、長年にわたって、十分 3 市でやられているということだと思いますけれども、こういう平時っていうかね、何もなしとこについては全然問題ないでしょうけれども、いろんなこういう問題点についてもですね、またいろんな新たな問題点が発生するかもわかりませんのでそこら辺はですね、3 市でですね、常にそういうことについてのシミュレーションはぜひやっていただきたいというふうに思っています。

年に 2 回の定例会ということだけではなくですね、丁寧に対応していただきたいというふうに思っています。

そして、こういう突発的な事故が起きた場合ですね、構成団体の対応というのが非常に重要なんですけれども、財政的な面から見てもですね、大阪市がぜひ主体的に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

次に、焼却工場ですね、災害の対応はもちろんなんですけども、緊急時に事業の継続はどのようにして、サービスを低下させないで、最小限にしてですね、やっていくのかということですね、しっかりと、さっきの話を議論しなければならないと思っておりますので、一般的に民間企業などでやっているですね、BCP という、事業をどういうふうに継続していくかという計画をですね、考えていく必要があると思うんですけども、そういうことで先ほどの話とちよつかぶってしまいましたですけども、そういうものについてもやはり必要であると思うんですけども、どういうふうに思っておられるんかお聞きしたいと思います。

○議長（太田晶也君） 松田施設部長。

（松田施設部長答弁席へ）

○施設部長（松田雅幸君） お答えします。

本組合のごみ焼却工場は、耐震性が確保されておりますことから、災害時におきましては、震災対応マニュアルに基づきまして、工場の稼働に必要な電気、ガス、水道等を確保しまして、建物、設備の安全確認を行い、工場の稼働が可能となり次第、順次、操業を再開するということとなります。

国におきましては、廃棄物処理施設整備計画におきまして、3R の推進に加えまして、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指してございまして、広域

的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めるということになってございます。そうしたことから、本組合といたしましても、耐震、耐水、耐浪性や始動用の電源、燃料保管設備・薬剤等の備蓄倉庫の整備等、災害廃棄物処理体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（太田晶也君） 10番多賀谷俊史君。

（10番多賀谷俊史君発言席へ）

○10番（多賀谷俊史君） 重要なことなので、ぜひしっかりとさせていただきたいと思っております。

一部事務組合ということですので、3市でこれから進めていくわけですが、やはり、市民に対しても議会に対してもしっかりと、説明責任というのが出てくると思いますが、また、丁寧な説明をしていただかなければならないというふうに思っています。しっかりと、この強靱な廃棄物処理システムをつくり上げて、そして、コストを抑えてですね、先ほどのごみ減量とか、そういうもので市民負担を少しでも少なくするような対応を、不断の努力をぜひしていただきたいというふうに思っています。

そして、2月、8月の定例会ということになりますけれども、これだけではいささか心もとないところもあるかと思っておりますので、そういった意味では、先ほどの話で言いましたように、ぜひ、各議会、まあ我々大阪市会は理事者の皆様をよく知っているわけですが、しっかりとですね、八尾、そして松原の議員の皆様にもですね、説明の機会を多くして、3市がですね、しっかりとやってくれるような体制をぜひ築いていただきたいということを要望しまして、簡単ですけども質疑を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（太田晶也君） 次に、武直樹君の質疑を許します。

12番武直樹君。

（12番武直樹君発言席へ）

○12番（武直樹君） 大阪市会、OSAKAみらいの武です。お世話になってます。

4月からですね、始まるということですので、私、武の方からもですね、基本的なことについてちょっと確認させていただきたいと思っております。

ごみ焼却処理事業は、市民生活に本当に密接に、直接に関係するものですから、大阪市からの、この事業の継承については市民生活に支障を来さないように円滑に行う必要があります。

そのためにはですね、事業の基盤である、これはこの事業の基盤は人ですから、本一部事務組合の職員の勤務労働条件についても、職員が安心して勤務できるように整備する必要があると考えます。

今般ですね、先ほど条例案が49件提案されましたが、その中でですね、職員の給与条例や勤務時間に関する条例等、職員の処遇に関する条例案を数えてみますと、実に半数を超える25件の条例案が提案されています。

これらの条例の内容はどのようなものになっているのか概要をお聞かせください。

○議長（太田晶也君） 理事者の答弁を求めます。

西尾総務部総務課長。

（西尾総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（西尾民男君） お答えいたします。

本議会で、職員の給与や任用、勤務時間や休暇の制度、公務災害の補償制度等、職員の処遇に関する条例を提案させていただいております。

これらの職員の処遇にかかわる条例案につきましては、大阪市の事業を承継して円滑に行っていく必要があること、本組合の職員は大阪市からの身分移管職員または派遣職員が大半を占めることとなりますことから、大阪市の条例と同等の内容としております。

なお、条例案を可決いただけましたならば、これらの条例に基づき、大阪市と同等の内容で、規則等の制定を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（太田晶也君） 12番武直樹君。

（12番武直樹君発言席へ）

○12番（武直樹君） ありがとうございます。

今、お答えいただいたようにですね、基本的には、大阪市の条例と同等の内容としているということです。

次に、本一部事務組合の職員は、身分移管職員と派遣職員ということですが、一部事務組合の組織の中で、これらの職員はどのような配置になるのか、お伺いします。

○議長（太田晶也君） 西尾総務部総務課長。

（西尾総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（西尾民男君） お答えいたします。

本組合の組織といたしましては、総務部門等を担当する本局と、7つの焼却工場及び北港処分地がございます。

職員の配置につきましては、基本的に、本局は行政職員を配置いたします。各工場および北港処分地におきましては、管理監督業務に行政職員、現業部門には、大阪市から身分移管する技能職員を配置いたします。

また、行政職員につきましては、基本的には3市からの派遣職員となりまして約140名、技能職員につきましては、大阪市からの身分移管職員となり、約450名を配置する予定でございます。

以上でございます。

○議長（太田晶也君） 12番武直樹君。

（12番武直樹君発言席へ）

○12番（武直樹君） ありがとうございます。

行政職員は3市からの派遣職員で、もちろんですね、大阪市が大多数になるのでしょうか、約140名、技能職員については、全員が大阪市からの身分移管職員となり、約450名とのことです。合わすとね、さっきの資料でしたら584人ということでしたが、つまりですね、本一部事務組合には、派遣職員と身分移管職員の2種類の職員が配置されることとなります。

これらの職員に対してですね、今回の条例の適用関係はどのようになるのかお答えください。

○議長（太田晶也君） 西尾総務部総務課長。

（西尾総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（西尾民男君） お答えいたします。

身分移管職員につきましては、本組合の固有職員となりますことから、今回上程させていただいております本組合の条例が適用されます。

よって、大阪市の職員が身分移管されましても、これまでと同等の勤務条件で勤務することとなります。

また、派遣職員につきましては地方自治法第252条の17に基づく派遣といたしますことから、同法の規定により、基本的には派遣元の構成団体の条例を適用し、勤務時間など派遣先である本組合の規定の適用が必要な事項につきましては、協定により本組合

の条例を適用することとなります。

以上でございます。

○議長（太田晶也君） 12番武直樹君。

（12番武直樹君発言席へ）

○12番（武直樹君） ありがとうございます。

この質疑を通じてですね、身分移管職員については、今回、提案されている条例が適用されるということで、その内容は大阪市と同等の内容となっているということを確認させていただきました。大阪市の事業を継承して、これまでと変わらず事業運営を行っていくということですから、これに従事する職員の勤務条件も同等の内容で引き継いでいくという趣旨だと考えます。つまりですね、大阪市から職員が身分移管されても、これまでの大阪市での勤務条件と変わらず勤務できるということを確認させていただきました。

4月1日の事業開始はもうあと少しです。

市民生活が途中で途切れることはないわけですから、事業継承に当たっては引き続きしっかりとですね、合意形成ができるように進め、くれぐれも市民生活に支障のないように円滑に行っていただきたいと要望いたします。

最後にですね、議案第16号、第25号はですね、大阪市と同じ条例が適用されるということですから、これに関しては我が会派は反対させていただきます。

これにて質疑を終わらせていただきます。

○議長（太田晶也君） 次に、北山良三君の質疑を許します。

15番北山良三君。

（15番北山良三君発言席へ）

○15番（北山良三君） 大阪市の北山でございます。私の方からも、少し質疑をさせていただきたいと思っております。まず、議案第15号について、お尋ねをいたします。

この議案は、任期付職員の採用に関して、その対象と採用できる発生事情などについて、規定しているものでございます。そこで、お尋ねをいたしますが、この任期付職員の採用に関して、どのような資質を備えた人を、任期付職員として採用できると規定しているのか、その具体的な事例等も含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（太田晶也君） 理事者の答弁を求めます。

大久保施設部施設管理課長。

（大久保施設部施設管理課長答弁席へ）

○施設部施設管理課長（大久保俊彦君） お答えいたします。

議案第15号につきましては、高度の専門的な知識経験の必要な部門等について、専門的な知識または識見を有する者を、期間を定めて活用することを想定しております。

例えば、現在、ごみ焼却を行う時の重金属の挙動、焼却灰の性状及びダイオキシン類の排出状況、並びに搬入ごみの組成に関する研究などについて、研究所や大学等と幅広く研究を行っており、こうして得られる知識をもとに現行の設備の改善を行い、また、今後の工場建設時の設備設計を行っているところでございます。

このように、今後、本組合において専門的な知識・経験を早急に必要とすることが生じ、外部の研究者やプラントメーカーの設計者と専門的な知識・経験をもちに協議を行う必要が生じた場合、その専門的知識を有する者を、選考により任期を定めて採用することができるよう、この条例案を上程させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（太田晶也君） 15番北山良三君。

（15番北山良三君発言席へ）

○15番（北山良三君） ということですので、任期付職員採用については、極めて限定的であると。そして高度な専門知識、あるいは特殊な識見を有した者、こういうことでございますので、その点は厳守をお願いしたいと思います。

次に、議案第45号について、お尋ねをしたいと思います。

この議案につきましては、処理手数料などの支払いが滞った時、その延滞金などについて定めているものでございます。その第2条ではですね、延滞金利率を年14.6%という割合を提案しているわけでございます。この年14.6%の延滞利率について、どのような根拠をもった提案なのかお聞きしたいと思います。

○議長（太田晶也君） 北野総務部経理課長。

（北野総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（北野善巳君） お答えいたします。

条例第2条にございます年14.6%の割合で計算し

た延滞金の根拠につきましては、国税通則法第60条第2項におきまして、延滞税の額は、国税の法定納期限の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額とする、とされており、これを準用しているものでございます。

以上でございます。

○議長（太田晶也君） 15番北山良三君。

（15番北山良三君発言席へ）

○15番（北山良三君） もうひとつお尋ねをいたしますが、この議案の附則の2にですね、当分の間、14.6%の規定にかかわらず、特例基準割合が7.3%に満たない場合、特例基準割合に7.3%を加算した割合。このように記されておりますが、これはいったいどういうことなのか、わかりやすく、御説明をいただきたいと思っております。

○議長（太田晶也君） 北野総務部経理課長。

（北野総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（北野善巳君） お答えいたします。

租税特別措置法第94条において、国税通則法第60条第2項に規定する延滞税の年14.6%の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とする、と規定されていることから、同法に準じて設定したものでございます。

以上でございます。

○議長（太田晶也君） 15番北山良三君。

（15番北山良三君発言席へ）

○15番（北山良三君） まあ私は、わかりやすく説明をとお求めをいたしました。余計わからなくなるぐらい、難しい御説明だったと思います。それで、いずれにしてもですね、今、お尋ねした2点、14.6%という延滞金利率について、まあ今、国税通則法、これにのっとってということですが、いわば準用しておるわけでございます。また、当分の間ということで、7.3%を加算した割合という内容について、今おっしゃられました、租税特別措置法、これを、準用しているということでございます。

で、あえて、この、7.3%を加算した割合という

ころを、私なりに解釈を申し上げますと、これは、実は、今、お答えいただきました、租税特別措置法についてはですね、改正をされておまして、そして、この14.6%は、いわば利率としては高すぎると。もともと14.6%の延滞金利率っていうのは、もうかなり古い、高度成長期以前の時に、まあ弁護士ですんで、よく御存じやと思います、作られたものでございまして、今日の超低金利時代におきましては、極めて時代に合わない利率となっております。

（議長退席、副議長着席）

○15番（北山良三君）（続）そこで、法改正が行われまして、実は、昨年1月1日から、適用が変わっております。そこで今2つ目にお尋ねした、当分の間は、このようにしますとなっております、これはですね、滞納が発生しますと当然督促をいたします。で、督促期限を設けます。で、督促期限を過ぎて、なお、納付がないという場合には、この延滞金が発生する。納期限から1カ月以内の場合であれば、これ、今の規定では、特例基準割合プラス1.0%と、こういうふうに規定されています。また、1カ月を過ぎました場合には、この特例基準割合に7.3%を加算する、こういうふうに、昨年1月1日から変わっております。で、特例基準割合、これも申し上げますけれども、これもですね、考え方が少し変わっております。これはですね、国内銀行の新規の短期貸し付け、約定金利の平均の割合に1%を加算した割合、つまり前々年の10月から前年の9月までの1年間のいわば平均金利、銀行の平均金利、これにプラス1%を加算すると、こういうものを、特例基準割合となっております、今、直近、平成27年、本年1月1日からは、1.8%、これが特例基準割合となっております。従いまして、この1.8%に7.3%を加算したものの9.1%、これが現在の延滞金利率、こういうふうになっておりますが、ちょっとこれは確認しておきたいので、こういう説明でよろしいでしょうか。

○副議長（飯田哲史君） 北野総務部経理課長。

（北野総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（北野善巳君） お答え申し上げます。

ただいま、北山議員が発言のとおりでございます。

以上でございます。

○副議長（飯田哲史君） 15番北山良三君。

（15番北山良三君発言席へ）

○15番（北山良三君） ということでございますので、あの、もとの国税通則法では14.6%ですが、現在は、余りにも時代おくれの金利であるということで、1.8%プラス7.3%、9.1%を利率とすることとなっております。これでも実は高いということですが、そこです、これは、別に、法、この国税通則法だとか、あるいは租税特別措置法これらを準用しているだけなんです、これは、別に準用する必要はないと思うんですが、この点どうでしょうか。

○副議長（飯田哲史君） 北野総務部経理課長。

（北野総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（北野善巳君） お答えいたします。

地方自治法第231条の3第2項におきまして、「普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる」と規定されていることから、地方公共団体並びにそれを準用します地方公共団体の組合につきましては、独自に定めることは可能でございます。

○副議長（飯田哲史君） 15番北山良三君。

（15番北山良三君発言席へ）

○15番（北山良三君） ということで、まあ、あえて、国税通則法や租税特別措置法などを準用する必要はありません。つまり、こんな9.1%という、今でもやっぱり高い、そういう利率はね、やっぱり、ここで管理者が提案をし、そして、この議会で決めれば、条例に定める利率で延滞金を定めることができる、こうなってるわけですから、この点は、私はこの提案に対してはね、一遍、見直しをすべきだ、やっぱり、現状に合わせた見直しをすべきだと思いますが、最後、この点お答えいただきたいと思っております。

○副議長（飯田哲史君） 北野総務部経理課長。

（北野総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（北野善巳君） お答えいたします。

議案第45号「税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例案」に関しましては、法令や構成団体の同趣旨の条例に準じて設定しているものであり、適正に納めていただいている市民・事業者の方の立場に立って、公平性を確保する観点からも、上程案のとおり、御承認いただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（飯田哲史君） 15番北山良三君。

（15番北山良三君発言席へ）

○15番（北山良三君） 公平性を確保するためとおっしゃいますけれども、利率が高いものを低くするということと公平性を担保するということとは、全く連動いたしません。

（副議長退席、議長着席）

○15番（北山良三君）（続）つまり社会的な、金融情勢、金利情勢、こういうものに見合ったものに、適正なものにする、ということを図るべきだと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（太田晶也君） 次に、田中久夫君の質疑を許します。

18番田中久夫君。

（18番田中久夫君発言席へ）

○18番（田中久夫君） 八尾市の自民党の田中久夫でございます。私自身がこのごみ組合に関する八尾工場のすぐ近く、直線距離にいたしまして約300メートルぐらいの所に住んでおまして、いわゆるこのごみ処理に関しましては、周辺住民の方々と話し合う事も本当によくありまして、住民の意識も非常に高い地域でもございます。

八尾市は昭和36年以降、50年以上もの長きにわたり、大阪市との行政協定に基づいて、数回の改定はございましたけれども、委託をするという形でごみの処理を行ってまいりました。この組合の設立に当たっては、八尾市が構成市として主体的に業務運営に関与していくということや、市民生活に必要なごみ処理という業務をより効率的、安定的に運用できるようになるという点で大いに期待しております。

これまでの、大阪市内における議論の中で、大阪市環境局は、これまで培ってきた技術力を継承するとともに、一部事務組合を設立することで、効果的、効率的な事業運営を行うことができ、経費の削減にも努めていくと答弁されております。

また、大阪市では、全国的に見て早くから焼却工場を整備し、高い技術力を持って、長年、適正にごみ焼却処理事業を運営されてきたと聞いております。

その大阪市が行ってきた運営をこの組合が引き継いでどのように進めていかれるのか、この場で確認しておきたいというふうに思います。4月から事業

開始を予定して、具体的な準備が進んでいる今、事務局長の決意を、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（太田晶也君） 理事者の答弁を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲夫君） お答えいたします。

ごみ焼却事業は市民生活に密着したものであり、都市の快適な生活環境の保持のためには1日もおろそかにできない事業でございます。

一方で、運営管理を行っております設備は、大変高度な制御技術のもとに稼働しております。この高度な設備を24時間途切れることなく適切に管理することにより、環境に配慮し、最大限エネルギーを回収し発電を行う工場の運営ができます。

私が工場の職員に申しておりますのは、まず一番大切なことは、公害防止の徹底である。これは、焼却工場建設時に、市民の皆様にお約束した最優先事項です。そのためには、設備を最適な状態で運営するために専門的な知識の取得・活用が必要となってまいります。

一方で、市民は少しでもコストを削減してほしいと、そういうふうにご思っておられます。常にこの両方が我々職員に課せられている、ということをお願いしております。

今回、大阪市からの事業を施設組合へ移管することになり、独立した組織となります。

これを契機にさらに、工場の運営に関する専門的な知識を集積・活用することにより、人材の育成や、経験・技術力の向上を図り、今後の建設計画に生かすなど、専門家としての能力を高めるとともに、コスト・経営意識を向上させるなど、意識改革を図り、自律的な組織運営を目指してまいります。

また、次の工場の建設運営にはDBO方式を導入するなど、民間委託を推進し、新たな運営体制による効率化を図り、経費の削減を行ってまいります。

このように、専門家の集団として、効率的に事業運営を行っていくことにより、市民サービスの一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、運営管理や建設についての技術力を生かして、他都市や、さらには海外への技術協力の場合があれば、積極的に進めていき、大阪市・八尾市・松原市の3市の名前を、国内だけではなく、海外へも広

めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（太田晶也君） 18番田中久夫君。

（18番田中久夫君発言席へ）

○18番（田中久夫君） 今、事務局長さんから工場建設時の市民との約束で、最優先事項は公害防止の徹底であることや、市民のコスト削減への意識について御答弁をいただきました。組合の事業が開始された後も、これまでどおり環境にも配慮して、また市民の目線で安心できる運営がなされるであろうというふうな、一定確認はできました。

また、工場運営や建設に関する業務の効率化や経費の削減について、職員のコストや経営意識の改革を積極的に実践していくことや、また、他都市や海外にも誇れる高い技術力を駆使していけるというふうな力強い組織運営に向けた思いもお聞きしましたので、大いに期待しつつ、議員として厳しい目で事業運営を見ていきたいというふうに思います。

住民にとってはね、安定的なごみ焼却処理を行い、さらに効率的な運営ができるならね、組合設立による効果は大きいものというふうに考えます。

さらに、組合の運営はですね、環境負荷とかいろんな部分が出てくると思うんですけども、そういった周辺地域の理解のもとに事業運営できることについて、運営主体として改めて認識され、これまでに以上に、構成する3市が協力して、住民生活の向上に寄与し、環境課題への積極的で柔軟な対応を展開していけるように要望して、私の質疑を終わります。

○議長（太田晶也君） これをもって質疑を終結します。

○議長（太田晶也君） これより討論に入ります。

議案第16号及び25号に反対者の発言を許します。

14番こはら孝志君。

（14番こはら孝志君発言席へ）

○14番（こはら孝志君） 私は議案第16号大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例案、議案第25号職員の政治的行為の制限に関する条例案に反対する討論を行います。

両条例案は大阪市において橋下市長就任後に制定された重大な問題を含んだ条例、大阪市職員基本条例、職員の政治的行為に関する条例をそのまま本環境施設組合にも適用させるというものであり、日本

国憲法を初め、いくつもの法令や最高裁判決に抵触するおそれがある内容を含んでおり、断じて認められないと申し上げます。

以下、具体的に指摘してまいります。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例案では、第14条において、職員を5段階の相対評価でランクづけし、第29条で2年連続の最下位ランク者は免職にでき、また、第36条では、職務命令違反5回、同一職務命令違反3回で直ちに免職するというものです。

これらは、上司にとって気に入らない職員は簡単に首にできるということにつながります。また、一定比率、最下位の区分を必ず5%と決めての相対評価による職員のランクづけは、職員同士のチームワークや協力、連携ときずなを壊し、過度で非人間的な競争を持ち込み、職員の士気を低下させる要因となります。

さらに、上司の目を気にして萎縮し、もの言わぬ職場になります。

また第20条では、組織及び定数の管理を規定し、第33条では職制もしくは定数の改廃または予算の減少による廃職、過員が生じた時は職員を免職するとし、管理者の一方的な職場組織の再編、職員定数削減等の方針によって、いつでも首切りができるという大問題です。

これでは、職員は安心して働き続けることができなくなります。それは職員のモチベーションを低下させ、働きがいを奪い、ひいては、行政水準や市民サービスの低下を招きます。憲法15条で定められている公務員が全体の奉仕者の役割を果たすためには、職員が心をひとつに力を合わせ、その力を最大限に発揮できる職場の環境が必要なのは言うまでもなく、本条例案はこれを阻害する、憲法に抵触するおそれがあると指摘いたします。

次に職員の政治的行為の制限に関する条例案です。

本条例案では、本環境施設組合の職員が勤務時間内外を問わず政党または政治団体の機関紙の発行、編集、配布やその援助、デモ行進の企画、組織、指導や、その援助、集会でみずからの政治的主張を述べることや、政治的目的を有する文書、図画などの著作、発行、編集、配布、回覧、演劇、政治的アピールのためのバッジの制作、配布など、地方公務員

法では禁止されていないことを禁ずるとしています。

しかも、条例案では当局が違反と認めた場合、免職の処分ができることがうたわれています。職員が勤務時間外に、原発ゼロや沖縄新基地建設反対を主張したり、こうした集会や演劇などに参加することは全て監視の対象とされる内容です。

公務員も1人の国民、市民として、よりよい社会を目指す活動に参加することは大切なことです。これをいたずらに規制、禁止することは民主主義破壊にほかなく、このようなことは日本国憲法第19条、思想、良心の自由、21条、集会、結社、表現の自由のもとでは到底許されるものではありません。このような両条例案は断じて認められないことを表明し、反対討論といたします。

○議長（太田晶也君） これをもって討論を終結します。

○議長（太田晶也君） これより採決に入ります。

まず、議案第16号及び25号について一括して起立により採決いたします。

○議長（太田晶也君） 議案第16号及び25号の2件について、いずれも原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（太田晶也君） 多数であります。よって、議案第16号及び25号は、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（太田晶也君） 次に、議案第45号について起立により採決いたします。

○議長（太田晶也君） 議案第45号について、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（太田晶也君） 多数であります。よって、議案第45号は、原案どおり可決されました。

○議長（太田晶也君） 次に、議案第1号ないし15号、17号ないし24号、26号ないし44号、及び46号ないし51号について一括して採決いたします。

○議長（太田晶也君） お諮りいたします。議案第1号ないし15号、17号ないし24号、26号ないし44号、及び46号ないし51号について、いずれも原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田晶也君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ないし15号、17号ないし24号、26号ない

し44号、及び46号ないし51号は、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（太田晶也君） 次に、日程第62、議案第52号、監査委員の選任についてを議題といたします。

○議長（太田晶也君） この際、申し上げます。本件に関しては、地方自治法第117条の規定により、該当の方は除斥されますので御退席を願います。

○議長（太田晶也君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました監査委員の選任について御説明申し上げます。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の監査委員として、組合議会の八尾進議員を選任したいと思います。

同議員につきましては、3期にわたり、大阪市会議員を務められており、その人格・識見ともに本組合の監査委員としてまことに適任と思っておりますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（太田晶也君） これより採決に入ります。

○議長（太田晶也君） お諮りいたします。議案第52号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田晶也君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は、これに同意することに決しました。

○議長（太田晶也君） 次に、日程第63、議案第53号、監査委員の選任についてを議題といたします。

○議長（太田晶也君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました監査委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の監査委員として、阪井千鶴子氏を選任したいと思います。

同氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございまして、人格高潔で事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見をお持ちであり、本組合の監査委員として適任と存じますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田晶也君） これより採決に入ります。

菘田事務局長。

○議長（太田晶也君） お諮りいたします。議案第53号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（事務局長菘田哲生君答弁席へ）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田晶也君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は、これに同意することに決しました。

○議長（太田晶也君） 次に、日程第64、議案第54号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（太田晶也君） 理事者の説明を求めます。

菘田事務局長。

（事務局長菘田哲生君答弁席へ）

○事務局長（菘田哲生君） ただいま御上程に相なりました公平委員会委員の選任について御説明いたします。

○事務局長（菘田哲生君） ただいま、御上程に相なりました懲戒審査委員会委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の懲戒審査委員会委員として、学識経験者から島村美樹氏、豊浦伸隆氏、水島郁子氏の3氏を、職員から細村慎一及び松田雅幸の2名をそれぞれ選任したいと思います。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の公平委員会委員として、下崎千代子氏、辻井一成氏、増市徹氏の3氏を選任したいと思います。

島村氏、豊浦氏、及び水島氏の3氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございまして、人格・識見ともにすぐれ、本組合の懲戒審査委員会委員として適任と存じます。

3氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございまして、人格・識見ともにすぐれ、本組合の公平委員会委員として適任と存じますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

また、細村、松田の両名につきましては、長年、大阪市行政に携わり、現在は、本組合の総務部長、施設部長としてそれぞれ奉職しておりますことから、本組合の懲戒審査委員会委員として適任と存じます。

何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田晶也君） これより採決に入ります。

○議長（太田晶也君） これより採決に入ります。

○議長（太田晶也君） お諮りいたします。議案第54号について、これに同意することに御異議ありませんか。

○議長（太田晶也君） お諮りいたします。議案第55号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田晶也君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は、これに同意することに決しました。

○議長（太田晶也君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は、これに同意することに決しました。

閉 議

○議長（太田晶也君） 次に、日程第65、議案第55号、懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（太田晶也君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（太田晶也君） 理事者の説明を求めます。

○議長（太田晶也君） 本臨時会はこれをもって閉会いたします。

午後 3 時 31 分閉会

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長	太田	晶也	Ⓜ
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会副議長	飯田	哲史	Ⓜ
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会臨時議長	杉本	春夫	Ⓜ
大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会	岡崎	太	Ⓜ

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会

守島

正

印